

## 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の現行と改定案との比較

現行		改定案	
第1章	総則	第1章	総則
第1節	計画の目的	第1節	計画の目的
第2節	計画の性格	第2節	計画の性格
第3節	計画の周知徹底	第3節	計画の周知徹底
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定等	第4節	計画の修正に際し遵守すべき指針
第5節	防災対策を重点的に充実すべき地域	第5節	計画の基礎とするべき災害の想定等
第6節	放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置	第6節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲
第7節	市町地域防災計画の作成、修正に対する協力	第7節	放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置
第8節	防災関係機関の事務または業務の大綱	※第2節中に移設のため、削除	
第9節	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策	第8節	防災関係機関の事務または業務の大綱
第2章	災害予防対策	第9節	防災対策におけるリスクコミュニケーションの実施方策
第1節	基本方針	第2章	災害事前対策
第2節	原子力事業者の防災業務の把握	第1節	基本方針
第3節	原子力防災専門官との連携	第2節	原子力事業者の防災業務の把握
第4節	情報の収集・連絡体制等の整備	第3節	原子力防災専門官との連携
第5節	災害応急体制の整備	第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
第6節	住民等への情報伝達・相談体制の整備	第5節	情報の収集・連絡体制等の整備
第7節	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有	第6節	災害応急体制の整備
第8節	防災業務関係者に対する研修	第7節	避難収容活動体制の整備
第9節	防災訓練の実施等	第8節	飲食物の出荷制限、摂取制限等
		第9節	災害警備実施体制の整備
		第10節	緊急輸送活動体制の整備
		第11節	救助・救急、医療および防護資機材等の整備
		第12節	住民等への情報伝達・相談体制の整備
		第13節	住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有および国際的な情報発信
		第14節	行政機関の業務継続計画の策定
		第15節	防災業務関係者の人材育成
		第16節	防災訓練の実施等
		第17節	放射性物質等の運搬中の事故に対する対応

現行	改定案
<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・緊急連絡体制</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第4節 住民等への情報伝達・相談活動</p> <p>第5節 退避および避難計画</p> <p>第6節 緊急輸送活動</p> <p>第7節 飲食物の摂取制限等</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第4節 住民等への情報伝達・相談活動</p> <p>第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>第6節 治安の確保および火災の予防</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>第8節 飲食物の摂取制限等</p> <p>第9節 救助・救急対策計画</p> <p>第10節 緊急時被ばく医療計画</p> <p>第11節 災害警備の実施</p> <p>第12節 自発的支援の受入れ等</p> <p>第13節 行政機関の業務継続に係る措置</p>
<p>第4章 災害事後対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第3節 影響調査の実施等</p> <p>第4節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第5節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第6節 物価の監視</p> <p>第7節 各種制限措置の解除</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</p> <p>第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</p> <p>第4節 放射性物質による環境汚染への対処</p> <p>第5節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第6節 影響調査の実施等</p> <p>第7節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第8節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>第9節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>第10節 物価の監視</p> <p>第11節 各種制限措置の解除</p> <p>第12節 復旧・復興事業からの暴力団排除</p>